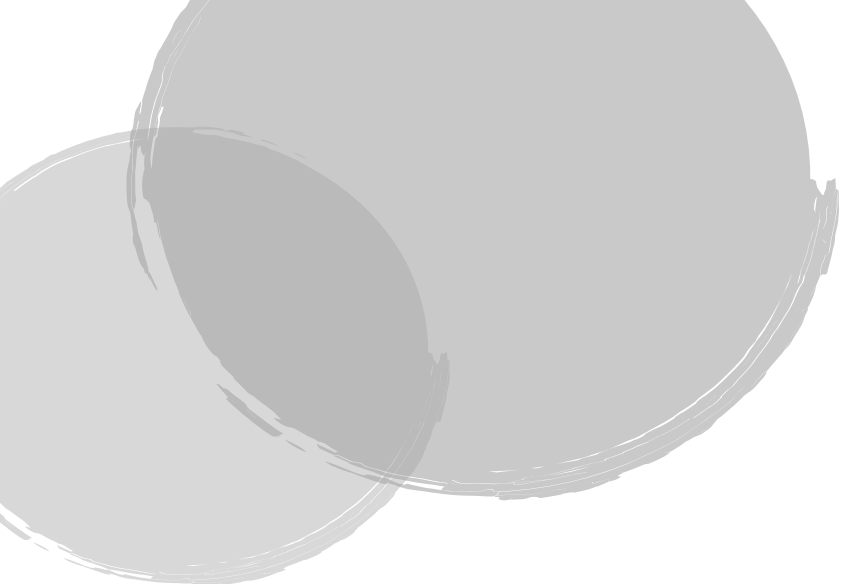
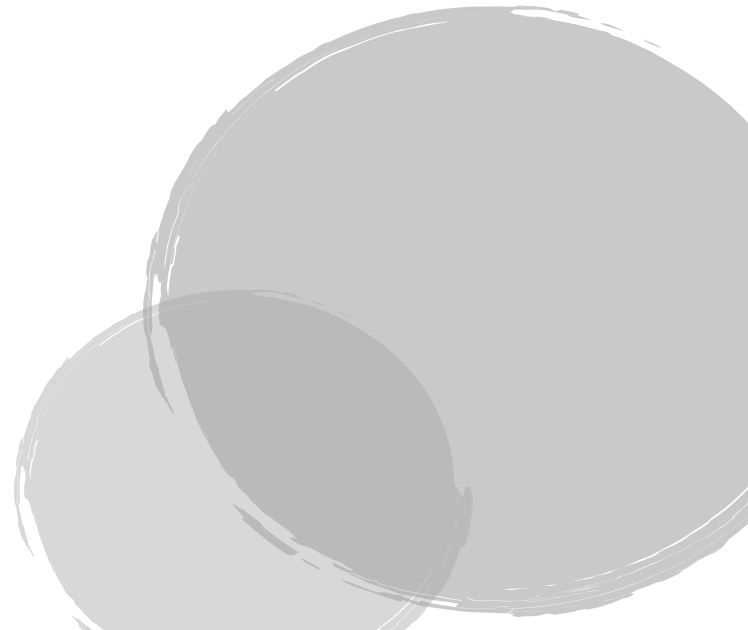




福岡市監査基本方針

令和 7 年 4 月
福岡市監査委員



福岡市監査基本方針の策定にあたって

全国的に人口減少が進む中、福岡市の将来人口も2040年(令和22年)頃にはいよいよピークを迎えることとされており、今後さらに少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大、公共施設の老朽化に対応する建替え・改修経費等の増加に加え、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などによる行財政需要の大幅な増加が見込まれます。

また、物価、金利、労働市場の動向など財政をとりまく環境が変化する中で、市民生活に必要な行政サービスを安定的に提供するとともに、重要施策の推進や新たな行政課題等に対応していく必要があります。

このような中、市民の信頼を確保し、地方自治法が求める最少の経費で最大の効果を挙げ、組織運営の合理化を図るためには、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な行財政運営が行われているかをチェックする監査の役割は従来に増して大きなものとなっています。

こうした流れの中で、平成29年の地方自治法の改正では、内部統制に関する制度の導入が図られるとともに、監査の質や信頼性の向上を図るため、監査の基本原則を定める監査基準の策定が義務付けられました。

福岡市ではこれまで監査を効果的に実施するための指針として「監査中期運営方針」(第1次～第3次)、「監査運営方針」(平成29年)、「監査基本計画」(令和2年)などを策定してきました。このたび、従来の計画等の体系を整理の上、福岡市監査基準を改正し、監査を効果的かつ効率的に実施していくための基本的な方針として再構成することとしました。

福岡市監査委員

同

同

同

阿 部 真之助

高 木 勝 利

水 町 博 之

千々松 英 樹

福岡市監査基本方針

令和7年4月1日
監査委員決定

本方針は、福岡市監査基準第8条第1項の規定に基づき、監査を効果的かつ効率的に実施していくために定める監査の基本的な方針である。

本方針の下、監査委員は、監査機能を高め、監査運営を行っていくものとする。

1 監査委員の使命

市民の視点に立ち、市の行財政運営が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかについて監査し、長、議会、市民に結果をわかりやすく報告、公表することにより、市政の信頼と説明責任の確保、行政サービスの向上に貢献する。

2 方針

(1)リスクアプローチによる監査の有効性と効率性の向上

- ① 内部統制の仕組みとの連携等により、リスクを踏まえて監査計画を策定する。
- ② 牽制効果を活かしつつ、有効な試査を実施する。
- ③ 監査講評、結果報告にあたり、指摘等に関し認められたリスクを丁寧に伝え、効果的に是正、再発防止を促す。必要な内部統制の改善を求める。
- ④ 市民、議会へ監査結果等をわかりやすく情報提供する。

(2)業務改善に向けた助言機能の強化

- ① 誤りが発生した原因を分析し、背景にある組織的課題の整理に努める。
- ② 組織及び運営の合理化に資するよう、3E※の視点からの「意見」提出権を積極的に活用する。

※3E：経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のこと

- ③ 内部統制部局との連携により、各局区等における改善を支援する。対応状況のフォローアップを行う。

(3)専門性向上と品質管理

- ① 監査機能の専門性を確保するとともに、社会的要請に合わせた機能向上を図る。
- ② 監査の水準を全体として一定に保つため、必要な品質管理を行う。